会津美里町大雪農業災害特別対策事業概要

**１ 交付対象者（下記のいずれにも該当している者）**

（１）会津美里町に住所を有している農業者

（２）本事業の活用後、営農を継続する農業者

（３）施設共済や農作物共済、収入保険等のセーフティネットなどいずれか１つ以上に加入している農業者または今後加入の意志がある農業者等

**２ 事業概要**

**（１）栽培用パイプハウス・果樹棚の復旧補助（被覆資材、附帯設備を含む）**

以下の栽培用施設にかかる復旧（修繕・再建）にかかる経費（資材費及び施工費）を補助します。

※規模を拡大、改良する場合は、原状復旧分を補助対象経費とします。

**補助率：2/3以内**

1. 栽培（販売用）を目的として設置されているパイプハウスや果樹棚
2. 被災した被覆資材及び被災した施設の復旧と一体的に取り組む附帯設備
3. 農業用として活用しており建築基準法等の関係法令を満たす半壊以上の被害を受けた施設（畜舎等）

**（２）農業用パイプハウス・果樹棚の撤去補助**

栽培し販売を目的として設置されているパイプハウスや果樹棚、その他農業用として活用しており建築基準法等の関係法令を満たす施設のうち、今般の雪害で倒壊した施設の撤去費を補助します。なお、施設の撤去は事業者への委託の他、自身で撤去した場合やＪＡ等の協力により撤去した場合も対象となります。

**補助率：撤去費は下記①～④の区分に応じた基準額の3/4以内を補助**

1. 被覆材がプラスチックのパイプハウスまたは果樹棚…290円／㎡
2. 被覆材がプラスチックの鉄骨ハウス…880円／㎡
3. 被覆材がガラスのハウス…1,200円／㎡
4. 建築基準法に基づく施設（畜舎等）…4,500円／㎡

**（３）生産確保資材・種苗等購入補助**

農作物の再生産に向け、かかりまし経費に対して、以下の内容を補助します。

**補助率：購入経費・賃借費の2/3以内**

※今後、県の標準単価が示され、標準単価により補助額が積算される予定です。

1. 樹草勢回復用肥料の購入経費(化学肥料、微量要素剤、葉面散布材等)
2. 病害虫防除等農薬購入経費（殺虫剤、殺菌剤等）及び地上、航空防除機等賃借費
3. 被害農作物等と同じ次作用種苗等及び代替農作物等の種苗等の購入経費

（育苗ハウスの被害による代替としての水稲苗購入も対象）